

早急にインボイス制度の導入準備のスタートを

2023年10月1日から導入されるインボイス制度は、商品の売手・買手いずれにも大きな影響を及ぼす。準備対象は多岐にわたり、特に社内体制の整備やシステムの入替・改修などには時間を要するため、一刻も早く準備に着手する必要がある。



中田 和重
公認会計士・税理士
中田公認会計士事務所 所長

【Q1】登録番号に関する準備事項は？

適格請求書（インボイス）は、売手から買手に正確な消費税率や消費税額を伝えるための手段であり、一定の要件が記載された請求書や納品書その他これらに類するものをいいます。2023年10月1日から導入されるインボイス制度においては、買手が消費税の仕入税額控除を行うためには、インボイスの授受と保管が必須となります。

そのため売手は、買手（両者とも課税事業者に限る）から求められた時は、インボイスを発

行する義務があります。

消費税の課税事業者である売手が、インボイス制度の導入当初からインボイスを発行するためには、2023年3月31日までに税務署にインボイス発行事業者の登録申請を行う必要があります。

インボイスの番号を記載した「登録通知書」を税務署から取得した企業は、継続取引先に登録番号の通知をするとともに仕入先からも登録番号を入手し、システム上のマスター又は書類として保存する必要があります（図表1）。

受注システムの入替・改修やインボイスの保存方法の検討、業務フローの見直しや社員研修も必要です（図表2）。

【Q2】買手としての準備事項は？

消費税の簡易課税の事業者は、インボイスの保存がなくても仕入税額控除が可能です。インボイスの保存が必要な本則課税の買手としての準備事項は、図表3の通りで、売手の準備事項

とほぼ一致しています。

ただし、インボイス制度のスタート後も、インボイスの交付を受けることが困難な一定の取引については、インボイスの保存がなくても一定の事項を記載した帳簿の記載のみで仕入税額控除が認められます（図表3の2）。

買手は前述の一定の取引以外については、インボイスがなければ、消費税の仕入税額控除が

図表1 インボイス発行事業者の登録申請と取引先の登録番号の入手及び管理のポイント

項目	ポイント
1 適格請求書（インボイス）発行事業者の登録申請	インボイスの発行事業者の登録申請は2023年3月31日までに、できるだけe-Taxを利用し、「登録通知書」を電子データで受け取れるよう申請書にチェックをして税務署に申請（郵送や紙での申請も可能だが、紛失リスクがなく取引先へメールで送付可能）
2 自社の登録番号の取引先への通知	取得した登録番号をできるだけ早急に各取引先へ通知（各取引先も2023年10月1日までに仕入税額控除のシステム対応が必要）
3 取引先の登録番号の入手	取引先への登録番号の通知を行う際に、取引先から登録番号を入手するための依頼文を添付。取引先が免税事業者で登録番号がない場合は、システム上も免税事業者として分類
4 入手した登録番号の管理	インボイス交付時（仕入明細表を発行する場合等）や仕入税額控除の相手先が登録事業者であることの確認を行う時のために入手した登録番号をシステム上のマスター又は書類として保存
5 入手したインボイスの国税庁の公表サイトとの照合	インボイス発行事業者の名称等の情報が国税庁の「インボイス制度・適格請求書発行事業者公表サイト」と同一かどうかの定期的な確認

図表2 インボイスを交付する売手の立場としての事前準備のポイント

対応すべき項目	具体的な内容
1 適格インボイスか簡易インボイスか、何をインボイスとするか	①交付するインボイスが適格請求書か適格簡易請求書（小売、飲食、タクシー、旅行業等）か、②請求書、納品書、レシートなど何をインボイスとするか、③1枚のインボイスで要件を満たさない場合に、請求書と納品書などどのような書類を組み合わせるインボイスとするか、④家賃やリース料など毎月インボイスを発行しない場合の対応の検討、⑤委託販売の場合のインボイスの発行方法と要件の検討（媒介者交付特例又は代理交付）、⑥建設業のJVの場合のインボイスの発行方法と要件の検討など
2 取引先とのインボイスの様式の調整	上記1で検討したインボイスの様式を、継続的に取引を行う取引先へ通知・事前調整
3 インボイスの交付方法	郵送、メール、電子インボイスなどの提供方法の検討と取引先への連絡
4 レジや経理・受注システム	インボイス制度に対応できるよう必要に応じ、レジや経理・受注システムなどのシステム改良等を検討
5 インボイスの保存	交付したインボイスの保存方法を検討
6 インボイス制度の社内周知と定着	業務フローの見直しと社員研修の実施

図表3 インボイスを受け取る買手の立場としての事前準備のポイント

対応すべき項目	具体的な内容
1 仕入先等から受領するインボイスの様式等を事前に確認する	図表2の1の想定される仕入先等から交付される各種インボイスに対して仕入税額控除の要件を満たしているかの確認および仕入先との調整（買手が仕入明細書を作成して売手にインボイスとして交付する場合は買手が売手と調整）
2 インボイスなしで帳簿のみの記載で仕入税額控除ができる取引の確認	①3万円未満の交通機関（船舶、バス又は鉄道）による旅客の運送料金、②自動販売機による3万円未満の購入、③従業員等に支給する出張旅費等（出張旅費、宿泊費、日当および通勤手当）、④簡易インボイスの記載事項が記載されている入場券等が使用の際に回収される取引、⑤郵便切手を対価とする郵便サービス、⑥古物商や質屋等がインボイス発行事業者以外から棚卸資産として仕入れる古物・質物等、⑦宅建業者がインボイス発行事業者以外から棚卸資産として仕入れる建物、⑧インボイス発行事業者以外から棚卸資産として仕入れる再生部品・資源
3 インボイスの受領方法の確認	郵送、メール、電子インボイスなどの受領方法の確認
4 経理・発注システムなどのシステム	インボイス制度に対応できるよう必要に応じ、経理・発注システムなどのシステム入替・改良等を検討
5 受領したインボイスの保存	①インボイスが電子取引に該当する場合と紙で取得する場合の保存方法の区分、②免税事業者からの請求書とインボイスの区分管理
6 インボイス制度の社内周知と定着	受領したインボイスの処理の流れや経費申請ルールの整備等の業務フローの見直しと社員研修の実施

【Q2】売手としての準備事項は？

インボイス制度導入にあたって売手として準備する事項は、交付するインボイスが適格インボイスか適格簡易インボイスかの判断を行うことです。適格簡易インボイスは、小売業、飲食店業、旅行業、タクシー業、駐車場業など不特定多数の者に課税資産の譲渡等をする事業者が交付することができます（適格インボイスの記載事項等については2021年11月号の「飛翔」に掲載しています）。

次に売手が交付する請求書や納品書等のうち、何をインボイスとするか、またインボイスをどのような手段（手書き、エクセル、請求書ソフト等）で交付するかを決定する必要があります。またインボイスは、1つの書類のみで記載事項の要件を満たす必要はありません。業種によっては、納品書と請求書を合わせて1つのインボイスとする必要がある場合も生じます。

ほかにも家賃やリース料のように毎月定額で引き落とされる取引や、委託販売や建設業のJV（共同企業体）などにおいては、それぞれインボイスの要件を満たすための交付方法が異なります。具体的な交付方法は、国税庁のQ&Aなどに記載されています（来月号に掲載予定）。

インボイスの様式および交付方法を決定の後に、取引先と様式の確認やインボイスの交付方法を調整することでインボイス制度のスムーズな導入が可能となります。さらにレジや経理・

できませんから、仕入や経費の支払い等のすべての取引に、要件を満たしたインボイスが入手できるかどうかを事前に調査することが必要です。さらに売手と同様に経理・発注システムなどのシステム入替・改良等の検討やインボイスの保存方法の検討、業務フローの見直しや社員研修も必要です（図表3）。